

鹿屋市有害鳥獣捕獲事業補助金交付要綱の全部を改正する要綱

鹿屋市有害鳥獣捕獲事業補助金交付要綱（令和2年鹿屋市告示第86号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、有害鳥獣による農作物等への被害を防ぐため、有害鳥獣の捕獲を行う市内の猟友会及びわな狩猟免許取得者に対し、予算の範囲内において鹿屋市有害鳥獣捕獲事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（補助金の種類、補助対象者等）

第2条 補助金の種類、補助対象者、補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定通知）

第4条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を規則第5条に定める補助金等交付決定通知により申請者に通知する。

（事業内容等の変更）

第5条 前条の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象経費に10分の3以上の増減が生じる変更をしようとするときは、規則第8条第1項に定める計画変更承認申請書にその内容が分かる書類を添えて市長に提出してその承認を受けなければならない。

（補助金の実績報告）

第6条 交付決定者は、事業が完了したときは、規則第14条第1項の事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) 有害鳥獣捕獲活動従事者一覧表（別記第1号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第7条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、関係書類を審査し、又は必要に応じて現地確認検査等を行い、事業の成果が補助金等交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第15条に規定する補助金等交付確定通知書により交付決定者に通知する。

（補助金の請求）

第8条 前条の通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第16条第1項の請求書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、交付決定者は、概算払を受けようとするときは、規則第16条第2項に規定する概算払申請書に請求書及び市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、概算払をすることが適当であると認めたときは、補助金交付決定額の範囲内において補助金を交付する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助金の種類	補助対象者	補助対象経費	補助金の額
有害鳥獣の捕獲に対する補助金	鹿屋中央猟友会、南部猟友会、吾平町猟友会、串良猟友会、百引猟友会及び市成猟友会	鉄砲用火薬、わな用資材その他有害鳥獣の捕獲に必要な消耗品費	銃器及びわなの両方を使用する捕獲活動従事者数に2,500円を乗じて得た額 銃器又はわなのいずれかを使用する捕獲活動従事者数に1,500円を乗じて得た額
		有害鳥獣捕獲活動等に必要な旅費	捕獲活動従事者数に5,000円を乗じて得た額
		切手、はがき等有害鳥獣捕獲活動に係る通信運搬費及び有害鳥獣捕獲活動等に必要な使用料 その他市長が特に必要と認める経費	60,000円
狩猟免許取得に対する補助金	鹿屋市有害鳥獣捕獲対策協議会の有害鳥獣捕獲活動従事者名簿に登録又は登録予定の者で、有害鳥獣捕獲活動に従事することが見込まれるもの	役務費（わな狩猟免許試験証紙代、わな狩猟免許試験に伴う講習会受講料及び猟友会県支部手数料、猟友会への登録に係る初年度会費その他市長が特に必要と認める経費）	10,000円

別記

第1号様式（第6条関係）

獵友會名：

有害鳥獣捕獲活動従事者一覧表

[illegible]